

# 生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とすることにより、収納の利便性が向上

～生活保護費返還金等の収納事務の私人委託を可能に～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「5」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



## ポイント

生活保護費返還金等の返還方法について、コンビニ納付を可能とすることにより、債務者の返済に係る利便性が向上するとともに、地方公共団体の効率的かつ効果的な収納を実現し、収納率の向上に寄与

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)による生活保護法の一部改正)



## 債務者の返済利便性向上と市の収納改善を同時に実現

### 取組の概要

- 生活保護費返還金等については、滞納繰越額が過大になり、収納率の低さが地方公共団体の大きな課題となっていた。一方で、納付手段が「一部金融機関での納付書払い」、「福祉事務所等での窓口払い」、「現金書留」等に限定されていたことは、債務者にとって利便性が低く、納付が困難となる、または遅滞する原因となっていた。

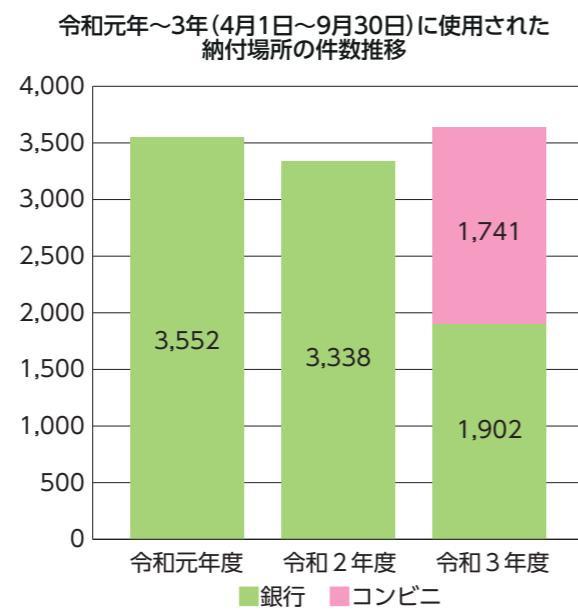
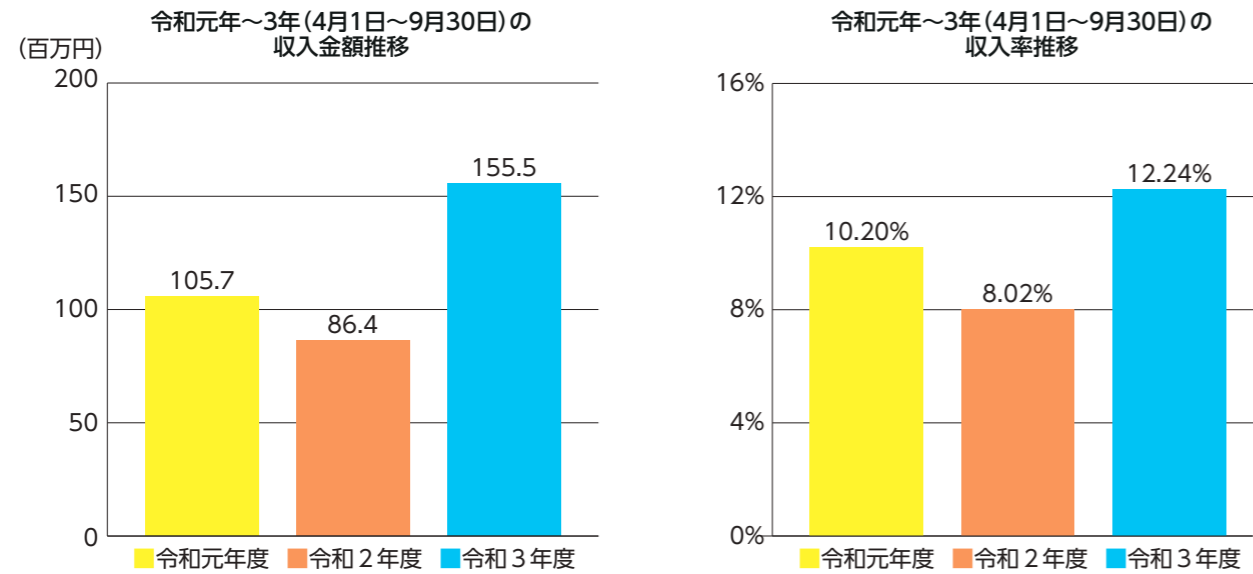
従来の生活保護費返還金等の納付手段	
一部金融機関での納付	・遠出が困難である場合や、日中は就労している場合に不向き ・交通費がかかる場合がある ・手数料は不要
福祉事務所等での納付	・手数料は不要
現金書留	・手数料が必要 ・日中は就労している場合に不向き
提案により実現した生活保護費返還金等の納付手段	
コンビニ納付	・生活圏に複数存在 ・時間にとらわれない

- 納付困難な理由が多く、収納の折衝が不調に終わるケースが報告される一方、コンビニ納付の要望が多数寄せられていると現場から声が挙がった。
- これを受け、船橋市はコンビニ納付の検討を行ったが、その導入には法令改正が必要であることが判明。課題を解消するため、同市は内閣府に事前相談。
- 船橋市と内閣府でさらに検証等を行った結果、令和元年5月に同市から、生活保護法の改正によりコンビニ納付を可能とする提案を提出。
- 提案の結果、生活保護法の一部改正が行われ、生活保護費返還金等のコンビニ納付が可能となった(令和2年10月1日施行)。

### 取組の成果

- 船橋市においては令和3年4月1日より収納代行業者と契約を締結し収納の私人委託を行い、コンビニ納付を開始。
- これにより、従来では納付困難だった債務者からの納付も見られ、債務者にとっての利便性は大きく向上している。
- 令和3年4月1日から9月30日の納付は前年度同期比で収納金額が約5千万円、収納率が約2%上昇。令和3年度納付書により収納した9月末までの総件数3,643件のうち47.8%にあたる1,741件がコンビニ等で納付されている。
- コンビニ等の納付は増加傾向にあり、令和3年9月納付の66%がコンビニ納付である。
- 住民の利便性向上を求める声に真摯に耳を傾け、その実現に走った船橋市の取組と成果は提案募集制度の理想形のひとつである。

## 返還しやすい環境の実現は、実績として如実に表れている



## 変えなかったら何も始まらないとの思いから提案しました!

関係者の声

船橋市福祉サービス部生活支援課(前職)主任主事 細井 亮平 氏



行政職員として低い収納率という支障をなんとか改善したい職務意識と、住民にとって使い勝手がよくない従来の制度は改めるべきではないかという思いがありました。

現場で聞くのは「誰もが気軽に行けるコンビニで納付できればいいのに」という声。住民の声は私の背中を強く押してくれました。法改正が必要とわかった時は、ハードルの高さを感じましたが、そのとき頭に浮かんだのは常日頃から市役所内で周知されていた提案募集制度です。内閣府に相談し、提案したことで思い描いた改善ができました。変えなかったら何も始まらない、その思いが実を結んだのはよかったです。

## 託されたバトンはしっかり握って走り続けます!

関係者の声

船橋市福祉サービス部生活支援課 石橋 陽 氏



提案を担当した細井さんの後任として現職に就いています。船橋市が上げた声が国の制度を変えた結果、住民の皆様の利便性が向上している右肩上がりの状況を実感しています。日々の業務で、制度利用者の方とお話する機会があるのですが、「便利になってよかったよ」と声をかけられたり、収納の折衝がスムーズにいくことが多くなったように思います。私自身、これからの業務の中で支障を感じたら、大小に関わらず、提案に結び付くよう動きたいと考えています。託されたバトンはズシリと重いですが、しっかり握って走り続けます。

## 本取組は令和元年度の地方分権改革推進MVPに選出



緻密なデータ分析による提案が高い評価を受けた

# 放課後児童クラブ職員に関する基準を地域の実情に沿ったものにするにより、柔軟なクラブ運営の実現に寄与

～放課後児童クラブ職員に係る「従うべき基準」の見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「161」で検索!

二次元コードからもアクセスできます

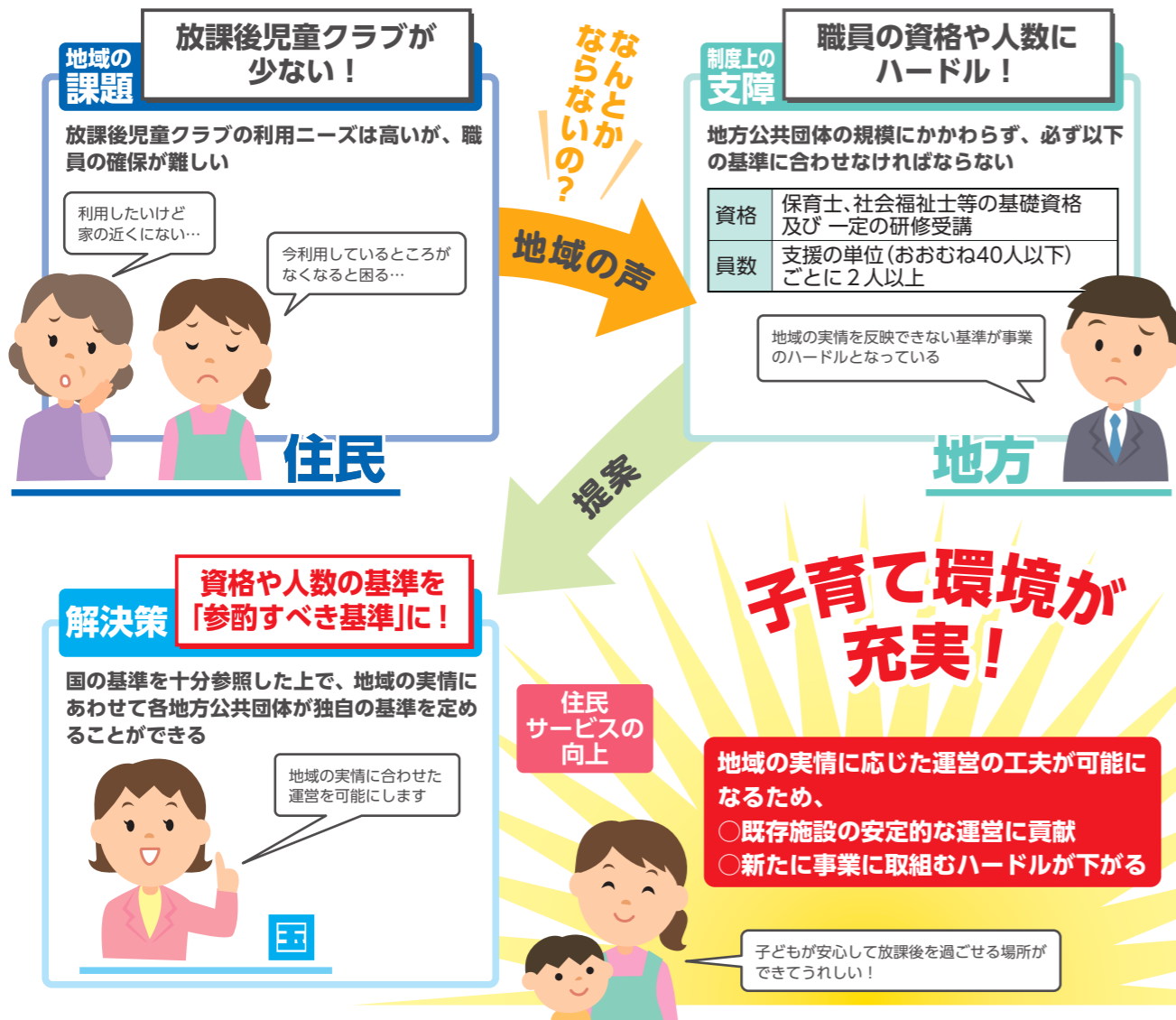


ポイント

放課後児童クラブの職員に関する基準が従うべき基準から参酌化されたことにより、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることが可能となり、柔軟なクラブ運営の実現に寄与

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)による児童福祉法の一部改正)

(省令 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第61号))



## 放課後児童クラブの運営が柔軟になることで、子育ての受け皿の整備が推進



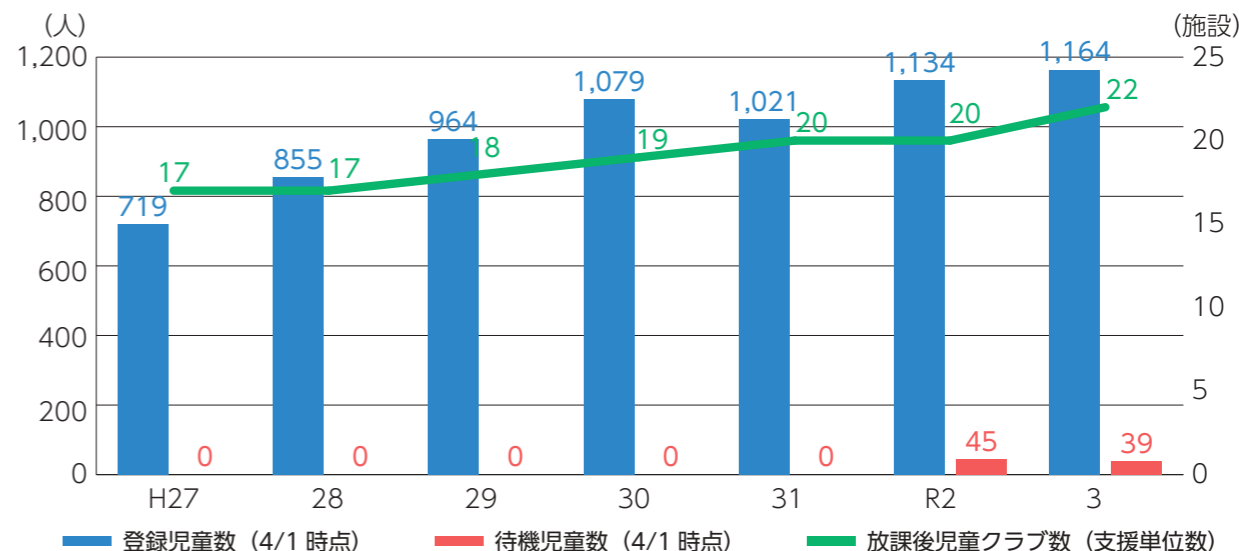
取組の概要

- 放課後児童クラブ数は増加している一方、待機児童も生じているなどニーズの高まりが生じているところであり、子育てと仕事の両立ができる社会の実現のためにも、放課後児童クラブでの子育ての受け皿整備・維持は重要な課題である。
- 放課後児童クラブの職員の配置について、概ね40人以下を1単位として放課後児童支援員2名以上を配置しなければならないとされており、資格を有した職員の確保が困難であったり、利用児童が数人の場合も2名配置しなければならないなど、クラブの運営に支障や負担が生じる状況であった。
- また職員の資格についても、保育士等の基礎資格の保有及び一定の研修を受講している必要があるとされており、放課後児童クラブで長年就労し経験豊富な人材であっても基礎資格がないため放課後児童支援員としての就労ができない場合や、人員不足により研修受講中の職員欠員が補えないといった課題が生じていた。
- そのため、放課後児童クラブでのサービスの質は確保したうえで、地域の実情に応じて市町村が職員体制や資格について定めることができるよう、「従うべき基準」とされている職員に係る基準を見直すよう提案した。

取組の成果

- 提案の結果、児童福祉法の一部改正が行われ、放課後児童クラブの職員(放課後児童支援員)の資格と員数に係る基準について「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へと参酌化が実現した。
- これにより、市町村が国の基準を十分参酌したうえで地域の実情に合わせて必要な人員体制を定めることや、市町村が適当と認めた方を放課後児童支援員とすることが可能となり、地域の実情に応じたクラブ運営の工夫ができ、子育ての受け皿整備の推進が期待される。

### 延岡市における放課後児童クラブの状況



## 地域の状況を考慮した基準設定を行うことができました

関係者の声

延岡市子ども家庭課  
担当者



子育てと仕事の両立が可能な社会の実現が求められているなか、延岡市でも放課後児童クラブのニーズは高まっており、放課後児童クラブの受け皿について維持・拡大していくことは重要な取組の一つでした。

もとより市内の保育施設では、保育士の人材不足が続いており、運営する法人等にとっては、園・放課後児童クラブそれぞれでの人員確保が難しい状況があります。更に放課後児童クラブの職員においては、平日は午後、土曜日や長期休暇は1日の勤務となり、変則的なシフトになることから、人員確保が厳しい状態でした。そのため、今までは常時支援員を2名以上配置しなければならず、放課後児童クラブから人員確保の難しさを理由にたびたび相談を受けることがありました。

今回、提案実現により放課後児童クラブ職員の資格と員数に関する基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ見直されました。延岡市においては、緊急時に速やかに複数人で対応できる体制を取ったうえで、利用児童数が19人以下の時間帯について、放課後児童支援員の1人配置を認めるよう条例改正を行ったことにより、クラブとして柔軟な対応が可能となりました。



児童クラブを利用するお子さんたち



児童クラブでの活動の様子

## 各市町村における放課後児童クラブ職員に関する基準について、参酌化に伴う条例の改正状況(令和2年9月末時点)

●放課後児童クラブを実施している自治体1,623か所のうち、575か所(約35%)において、放課後児童クラブの職員に関する基準を改正。

(具体的な改正内容)

- ・放課後児童支援員等の員数に関する改正：32か所
- ・放課後児童支援員の資格要件に関する改正：10か所
- ・認定資格研修修了要件の経過措置延長：560か所
- ・職員の専任規定に関する改正：3か所

## 全国での放課後児童クラブの実施状況(令和2年7月1日現在)

- 登録児童数 1,311,008人 (令和元年:1,299,307人)
  - 放課後児童クラブ数 26,625か所 (令和元年:25,881か所)
- ※登録児童数、クラブ数ともに過去最高を更新

### 施設・公物管理基準を条例委任する場合の基準に関する用語について

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる(「参照する行為」は行わなければならない)。

## 状況にあわせた職員配置ができて助かる!

関係者の声

ゆりかごWEC児童クラブ  
職員



利用児童が19人以下の場合の放課後児童支援員1名配置については、特に平日より利用人数が少ない土曜日に行なっています。職員が土曜日に隔週で休みが取得できることで、平日に職員が休むことが少なくなるよう配置できるようになりました。平日は児童の送迎、多数の学校対応、習い事で迎えに来るバスの対応等、人手が必要で大変な状況だったので、クラブ運営において助かっています。

## お子さんのいる職員でも働きやすい!

関係者の声

ひがしっこ児童クラブ  
職員



19人以下の場合について、放課後児童支援員の1名配置が可能となったことで、平日午後5時から午後5時30分の間で退勤できるシフトが組めるようになり、小学生のお子さんのいる職員が勤務しやすくなりました。その影響で新しい職員の確保という面でも、よい効果をもたらしています。

# ファミリー・サポート・センター事業での子どもの預かり場所及び登録人数の要件緩和により、地域の子育て支援環境の充実に寄与

～子どもの預かり場所及び登録人数要件の見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「31、89」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



## ポイント

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について、子どもの預かり場所を公的な場所やセンターが借り上げた施設での預かりも可能と明確化すること、及び、会員登録人数の要件緩和をすることにより、地域での利用・提供が行いやすくなり、子育て支援環境の充実に寄与

(通知「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」の一部改正について(平成30年5月23日付け子発0523第1号、平成31年3月29日付け子発0329第8号))



## 子育てへの地域における支え合いの輪が拡充



### 取組の概要

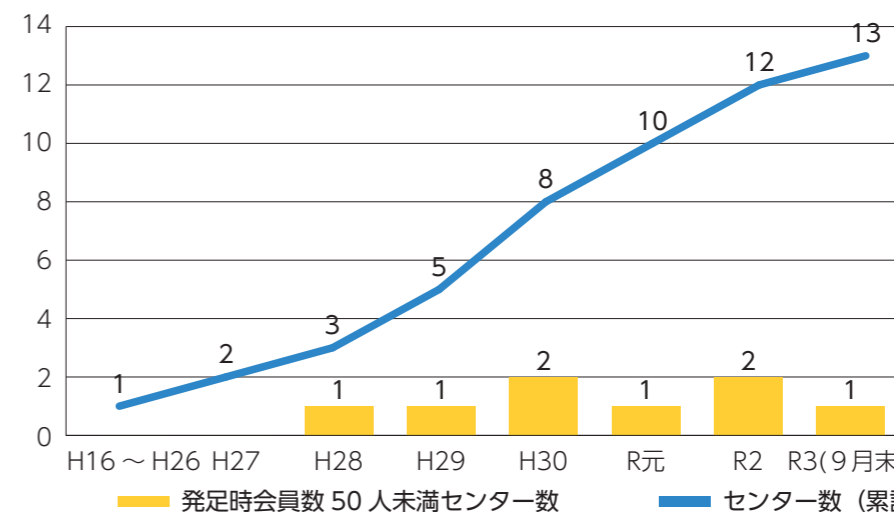
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業\*)の実施要綱において、事業実施については50人以上の会員が必要とされており、人口規模の小さな自治体ではニーズはあっても会員が集まらず、事業の実施が困難な状況があった。
- また、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は事業の対象外と記載されていたため、センターが預かり場所として公共施設等を用意することができなかった。また自宅での預かりに対しても利用者の不安があり、制度の利用促進の課題となっていた。
- 女性の活躍を進めていくうえで多様な子育て支援制度を充実していくことが必要であり、ファミリー・サポート・センター事業の拡大に向け提案を行った。
- 提案の実現の結果、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱が改正され、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりも可能であることが明確化されたとともに、会員数要件についても50人以上から20人以上へと緩和された。

\*ファミリー・サポート・センター事業とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

### 取組の成果

- 地域子育て支援拠点等の公的な場所やファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での子どもの預かりも事業の対象であるということが明確化されたことにより、子どもを預かる側、預ける側双方により安心感が生まれ、制度利用の促進が期待できる。
- また、事業開始に必要な会員数が20人へ緩和されたことから、それまで人数要件で事業を行えなかった市町村も事業を行うことが可能となり、地域での子育て支援の環境が充実。子育てしやすい地域・社会の実現への推進が期待される。

高知県内におけるファミリー・サポート・センター数の推移



※H28～30年の会員数50人未満のセンターは、高知県独自の補助事業で支援を実施。R元年以降は国及び高知県の補助事業で支援を実施。  
※発足時会員数50人未満であった8センターのうち、3年以内に50人以上となったものが4センターある。残りは、発足から3年未満のセンター。

## 少子化対策と女性の活躍の場の拡大との一体的な取組

関係者の声

高知県  
人権・男女共同参画課



高知県では、平成26年度から女性の活躍の場の拡大を5つの基本政策に横断的に関わる施策として位置づけ、また、平成28年度からは、社会全体(家庭・地域・職場)で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくりを総合戦略の基本目標の一つに位置づけ、少子化対策とともに取り組んできました。

中でも、子育てをしながら働ける環境を整えていくことは、取組を進めるうえで非常に重要であり、預かり時間などに柔軟な対応ができるファミリー・サポート・センター事業を拡大していくことが必要でした。

しかし、国事業の会員人数要件を満たすセンター数は少ない状況であり、県内の市町村に対して事業実施意向を確認したところ、ニーズがあるにもかかわらず、事業開始時に人数要件を満たすことが難しいという声が多くありました。

また、子どもの預かり場所が原則会員の自宅とされていることについて、「自宅での預かりに不安がある」との会員からの声もあり、平成28年度から独自の支援を開始するとともに、今回の提案を行いました。

提案の実現により、センターの開設数と会員数がともに増え子育て支援制度が充実され、地域での子育て支援の輪が広がりました。



子育て支援センターでの預かりの様子(いの町[ぐりぐらひろば])

## 子育て支援の充実につながりました!!

関係者の声

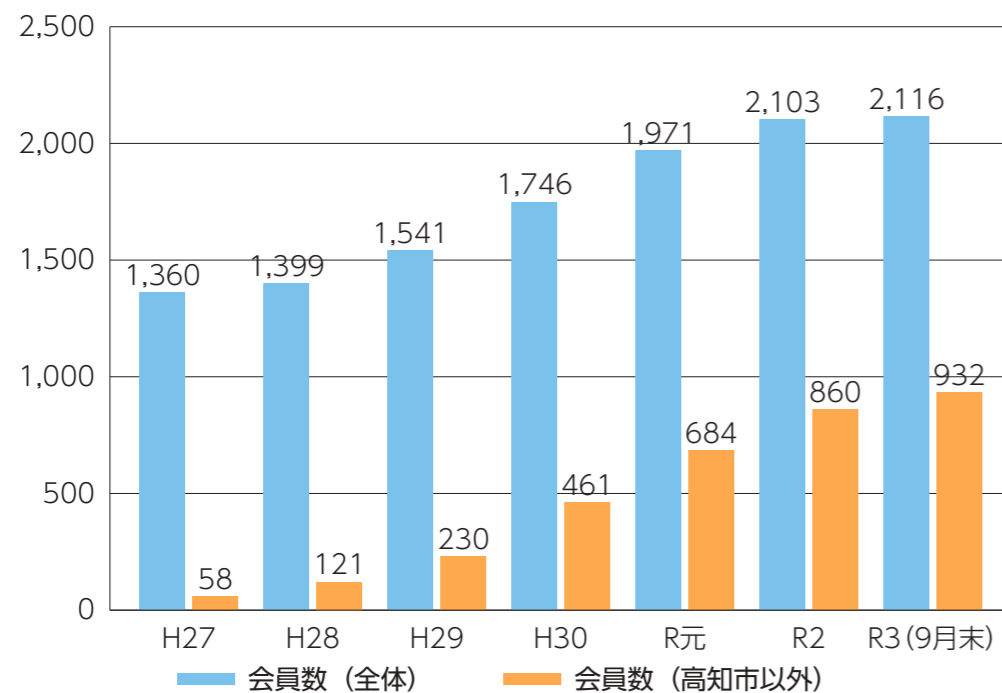
高知県大月町  
まちづくり推進課



子育て世代の方からはファミリー・サポート・センターを利用したいというニーズはありましたが、会員数50人以上という要件が課題となりセンターの開設に踏み切れない状況でした。

要件が緩和されたことで新規にセンターを開設することができ、子育てしやすい地域の実現に繋がっております。

## 高知県内におけるファミリー・サポート・センター会員数の推移



## 安心して子育ての支援ができました!

関係者の声

預かる方



自分自身が子育て支援センターで託児支援をしていることもあって、自宅で預かるよりもハードルが低くなりました。

月齢にあったおもちゃや本もあり、安全面の配慮がされていて、普段から親子連れで遊びに来るこの場所での預かりは、お互いに安心ができたと思います。

## いつもの場所、いつもの人。子どもも安心していきます!

関係者の声

保護者の方



提供会員さんは、日頃、子育て支援センターを利用していたときから、知っていた方ということ、行き慣れた場所で見られる、たくさんの目がある(周りの方も居る)という二重・三重の安心がありました。

どちらかの自宅での預かりだったらお願いしていなかったと思います。